

部活動検討委員会（第2回）議事要旨

日 時：令和5年2月10日（金）午後2時30分から午後4時30分まで

場 所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室21

議事

1 「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（仮称）」（案）の概要説明 （事務局）

- (1) 12月27日に、スポーツ庁・文化庁は、「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を公表
 - ・ 令和5年度から7年度を「改革推進期間」として位置付け、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す。
- (2) 東京都においては、令和元年7月に東京都教育委員会が作成した「部活動に関する総合的なガイドライン」を改訂し、「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（以下、「総合的なガイドライン」という）を策定予定
 - ・ 総合的なガイドラインは、これまでの学校部活動に関する内容に加え、地域クラブ活動に関する内容を記載
 - ・ 第1部においては、これまでの運動部、文化部の部活動の在り方に関する方針を統合するとともに、学校部活動の地域連携の項目を新たに示している。
 - ・ 第2部においては、学校と地域との連携・協働により、学校部活動から切り離れた、生徒の活動の場として整備すべき、新たな地域クラブ活動の在り方を示している。
 - ・ 第3部においては、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備等の進め方を示し、学校のみならず、地域スポーツ・文化芸術団体も含めた指針として、東京都の地域連携・地域移行の東京都の考え方、スケジュールを示している。
 - ・ 第4部においては、大会の参加資格を地域クラブ活動にも広げた内容を示している。

2 「中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた取組等に関する調査」結果について （事務局）

- ・ 令和5年1月に、都内全区市町村教育委員会、62地区を対象に実施している。
- ・ 令和4年度、協議会等の開催状況は、開催済みが27地区、今後開催予定が10地区、開催予定なしが25地区である。
- ・ 協議内容は、総合教育会議で「現状の国や都の動向」や「スポーツ振興課や文化振興課などの首長部局との連携」を協議、「部活動の地域連携に向けた地域資源の情報共有、課題の整理」等である。
- ・ 令和5年度協議会等の開催予定は、36地区が「開催予定」、16地区が「検討中」、9地区が「開催予定なし」である。
- ・ 地域連携・地域移行に関する計画等の作成に係る進捗状況は、「検討に着手したところ」、「東京都の推進計画が示された後、検討する予定」と回答した地区の割合が多い。
- ・ 学校部活動の地域連携に向けた取組について、「部活動指導員や外部指導者などの確保」が多く、「合同部活動等の推進」、「地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用」、「土日の部活動の地域連携をモデル校で試行」等、地域の実態に合わせた取組を推進している。

- ・ 地域クラブ活動への移行に向けた取組は、「モデル事業の実施を検討」、「協議会を活用した連携・意見交換の推進」等を進めている地区がある一方、「地域の環境上、地域クラブ活動として地域のスポーツ団体等が部活動を受けもつことが現実的に困難な可能性がある」と回答している地区もある。
- ・ 各地区の検討状況や、地域連携・移行に関する好事例については、適宜区市町村に共有し、各地区の実態に応じた地域連携・移行に向けた取組を推進していくことが必要である。

3 東京都中学校体育連盟、東京都中学校文化連盟より

(1) 東京都中学校体育連盟

- ・ 東京都中学校体育連盟「東京都中学校体育大会実施要項」を改定予定である。
- ・ 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)に所属する中学生・チームが参加できることとした。
- ・ 一度編成した合同チームは、次年度以降新入部員によって複数校の部員数が競技人数を上回ったとしても、合同チーム編成を解消せずに継続できることとした。
- ・ 同一支部内の拠点校方式による中学生・チームが参加できることとした。
- ・ 監督・引率細則において、校長が承認した外部指導者の引率及び監督資格（合同チームの代表監督を除く）を認めることとした。

(2) 東京都中学校文化連盟

- ・ すでに地域団体も参加し、地域団体の方が引率している現状がある。しかしながら、出展や参加に当たっては、推薦している団体があり、規約上は地域団体であっても可となっているが、中学校単位となっている実情があり、推薦している団体に対して、参加資格について検討していただくよう依頼していく。

4 協議

「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン(仮称)」(案)について

(1) 「I 学校部活動」について

(事務局)

- ・ 外部指導者においても、学校外での活動、大会引率等も認められる動きとなり、表を一部修正している。
- ・ 区市町村教育員会は、東京都の「方針」を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を、校長は、学校の設置者の方針に則り、「学校部活動に係る活動方針」を策定する。
- ・ 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進の取組について記載している。適切に休養日等を取りつつ、科学的なトレーニングの積極的な導入により、効果的な活動を推進する。
- ・ 学校部活動の地域連携においては、スポーツ・文化芸術団体との連携等により、学校と地域協働・融合した形での環境整備を促進する。
- ・ 都教育委員会においては、科学的トレーニングの積極的な導入等により、合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進する「Sport-Science Promotion Club」を指定し、コンディショニングアプリを活用した体調管理や、GPS パフォーマンス分析、アナリストやフィジカルトレーナーなどの専門家の派遣、生徒の自主性を重視したキャプテン会議等を実施している。

(委員)

- ・ 「Sport-Science Promotion Club」について、今年度 39 校で 3 年間の指定を受けており、科学的トレーニングは、これまで意識の高い一部の教員が自費で大学等に学びに行くしかなかったことであり、指定を受けてできるようになったことは、画期的であり、学校現場として助かっている。

- ・ 専門家に食事のことや身体のことのアドバイスを受けられることは、子供たちにとっても効果的であり、教員の働き方にも寄与するものである。

(委員)

- ・ 文化系でも、技術面の指導者やメンタルトレーナーなどの専門家派遣は効果的であり、働き方改革にもつながっていく。
- ・ 現在も地域連携している部分もあるが、部員数も減ってきている現状があるため、合同部活動から地域移行へも、つながっていくことが考えられる。

(委員)

- ・ 部活動の地域移行・地域連携の取組が区市町村任せになると、費用面から、現在の部活動よりも縮小するなど、格差が生まれる可能性があることを危惧している。
- ・ 大会運営も含めた指導者の人材確保に課題がある。

(委員)

- ・ ガイドラインにより、行き過ぎた部活動を正常なものにする成果があった。一方で、生徒や保護者から、さらに活動してほしい要望もある。
- ・ 部活動指導員や外部指導者により、生徒が専門的な指導を受けられるようになったとともに、働き方改革が推進されたメリットがあるため、継続してほしい。
- ・ 地域連携について、校長の役割としての環境整備については、何をしていけばよいのか具体的に見えにくい。

(委員)

- ・ 体制整備について、特別支援学校ならではの部活動種目があり、指導のための人材確保や人材育成を図っていく必要がある。
- ・ 体制整備に「生徒の発達段階に応じた指導」の項目が表記されている点は重要である。特に、特別支援学校の部活動においては、「障害の特性に応じた指導・支援」の部分も加わることをこの中で読み取るようにしていくことが必要であり、このような意図をもってガイドラインを周知していただくよう要望する。

(2) 「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」

(事務局)

- ・ 都及び区市町村の執行機関は、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境をできるところから整備を進める。
- ・ 運営団体・実施主体となりうる団体として、スポーツ少年団・体育・スポーツ協会、文化芸術団体などを示している。
- ・ 地域クラブ活動における指導者の資質向上に努める。
- ・ 学校部活動と同様に、事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶するための関係者の役割や、指導の確保のために人材バンクの充実を図る。
- ・ 地域クラブ活動での指導を望む教員が、円滑に兼職兼業を受けられるよう、教育委員会は、規定や運用の改善を行う。
- ・ 学校施設、社会教育施設などを利用しやすい環境づくりに努める。
- ・ 会費の設定と保護者等の負担軽減を図るための運営団体、実施主体、東京都及び区市町村の執行機関の役割を示している。
- ・ 地域クラブ活動と学校との連携においては、双方での指導者が異なるため、関係者が綿密に情報共有することや、東京都及び区市町村の執行機関は、適正な地域クラブ活動が行われるよう、取組

状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

(委員)

- ・ 第一に区市町村に協議体をつくる、第二に、コントロールしていく運営団体をどこに委ねるのか、又はつくるのか、運営団体の確立が重要となる。次に、区市町村としてのガイドラインをつくる段取りを示す必要がある。また、運営団体と実施主体の定義付けを示す必要がある。
- ・ 実技指導の部分だけ地域連携・地域移行しても、生徒の管理や練習場所の確保、保護者との連絡等、学校の負担が残るため、マネージャーの設置が必要である。
- ・ 学校との連携について、学校単位で事故時等の連絡体制・情報共有の方法についても触れておく必要がある。

(委員)

- ・ 学校と地域との連携が多々出てくるが、教員の負担が増える可能性があるため、連携のパイプ役となるコーディネーターの方向性を示す必要がある。
- ・ どの範囲までが地域クラブ活動なのか、定義付けが難しい。地域クラブ活動としての運営団体と実施主体について、範囲も含めて整理する必要がある。

(委員)

- ・ 地域連携を進めるうえで、関係機関との連携体制の構築が重要である。企業や大学、行政で地域スポーツ団体をどのように運営していくか、指導者の質をどのように担保していくか、協議していく上で、教育委員会だけでは解決できないため、具体的な手順について、総合的なガイドラインに示す必要がある。
- ・ 経費については、現在は保護者から徴収していないが、積算すると月 5,000 円程必要となる。

(委員)

- ・ 部活動の地域連携や地域移行について、保護者に伝わっていない状況が課題である。情報をさらに開示していただくよう要望する。
- ・ 経費については、遠征などで交通費等もかかることと、区市町村の状況にもよるので、一概には金額を示すことは難しい。
- ・ 部活動は学校教育の一環であり、技能の向上だけではなく、人間関係の形成の場であり、学校から切り離すことが難しいと感じている。渋谷区の良い面は、やりたい活動ができる、どこの学校も関係なく参加できること、教員の異動により部活動が無くならないなど、子供たちは救われる。
- ・ 大会参加の参加資格について、各校で部活動として成立しているという条件があると、顧問を付けないといけないなど矛盾を感じるため、御検討いただくよう要望する。

(事務局)

- ・ 総合的なガイドラインとは別に、推進計画を策定する予定である。より具体的に示していく。
- ・ 地域移行するとしても、地域と連携するとしても、例えば、部活動に外部の指導者が増えてくと、学校の対外的な業務が増え、働き方改革に逆行するため、コーディネーターの配置についても、検討している。
- ・ 今後、生徒、保護者、学校に周知していく方法も検討していく。

(3) 「Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」

(事務局)

- ・ 東京都の目標として、令和 7 年度末には、都内全ての公立中学校等で、地域や学校の実態に応じ、何らかの形で、地域連携・地域移行に向けた取組が行われていることを目指す。
- ・ 地域連携・地域移行に係る東京都の支援策として、区市町村が主体的に地域連携・地域移行に向

けた準備を進められるよう、協議会設置費用の補助など国の事業等も活用しながら、支援していく。

- ・ 段階的な体制の整備について、都及び区市町村の執行機関は、各々地域スポーツ・文化振興担当部署関係者からなる協議会等を設置し、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法を検討していくこと、直ちに体制を整備することが困難な場合には、学校部活動の地域連携として、合同部活動の導入、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保していく。
- ・ 区市町村は、計画等の策定により、地域、学校、保護者等の関係者に対し、方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知していく。
- ・ 都においては、地域連携・移行に関する実践・実証事業等の成果の普及を図るとともに、区市町村の取組の進捗状況を把握し、必要な指導助言、支援を行っていく。

(委員)

- ・ 地域の様々な団体と調整をしているが、費用面で課題がある。また、学校が関わらないと地域移行・連携は進まないが、関わると結局は学校に残ってしまう課題がある。
- ・ 地域の指導者の確保とともに、質の確保のために、指導者向けの研修をしていく体制の整備が必要である。

(委員)

- ・ 部活動は教育委員会の所管である意識が強いため、教育委員会と首長部局との連携に課題がある。
- ・ スポーツ・文化所管部署が中心となって取り組んでいくことが示されると、市全体でスポーツ・文化芸術施策として取り組むことができる。
- ・ 段階的な体制整備として、直ちに体制を整備することが困難な場合には、当面の取組や環境の確保について示されているのはよい。

(事務局)

- ・ 実証事業を広げていくことを国から伺っている。その中でも、費用負担についても検証していき、区市町村の取組状況も踏まえ、検討していく。

(4) 「IV 大会等の在り方の見直し」

(事務局)

- ・ 生徒の大会等の参加機会の確保として、中学校等の生徒を対象とする大会等について、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、大会の在り方について見直しをすること、働き方改革の視点を踏まえ、大会等への参加引率について、できるだけ教師が引率しない体制を整える旨を大会等の規定として整備することなど示している。
- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査することを示している。

(委員)

- ・ 生徒の安全確保については、夏場は冷房完備の施設の使用や、半日にするなど工夫した大会運営をしている。
- ・ 区市町村大会においては、様々な技能レベルの生徒がいるため、楽しめる、上手になれるような大会となるよう、リーグ戦を実施するなどの工夫をしている地区や競技もある。
- ・ 様々な団体が参加し、教員が大会運営から離れることで、大会運営を適切に実施していく人材の確保に課題がある。

(委員)

- ・ 大会には、展示部門と舞台部門があり、教育委員会と共催で会場確保しているが、地域団体のみ

での舞台部門の会場確保に懸念があり、検討していく必要がある。

- ・ 展示部門については、すでに地域団体主催で子供たちが参加している実態があるので、意向をお伝えし、検討を進めていく。

(委員)

- ・ 中体連のみならず、高体連・高野連においても、私学・国立も入ってくる。チャンピオンシップのスタイルの学校の合同チームなどについて、検討しているのか、お伺いしたい。

(委員)

- ・ 競技の中には、重要視しているところもあるが、方針から後々ずれが生じてくる可能性があるため、今後も検討していく必要がある。

(委員)

- ・ 大会参加資格について、既存の地域クラブと新たな地域クラブとの違いについて、地域クラブ活動の定義についてお伺いしたい。

(委員)

- ・ 地域クラブの定義付けに苦労した。都県をまたいで所属している生徒もいる場合もあるため、団体が所属している地域から出場することもできるようにし、在籍している学校の部活動として出場することもできるようにした。どちらから出場するかは、生徒・保護者に判断は委ねている。

(委員)

- ・ 大会運営の従事について、大会運営の外部委託は画期的である。前段階として、スポーツ・文化芸術団体と連携を深めながら、審判員や審査員の派遣等から始めるのも一つ。
- ・ 部活動チームの参加が減り、地域団体のチームが増えていくと、協会の試合と変わらなくなる。例えば、既存の競技団体の大会に中学校部門、高校生部門を新設すると、学校対抗だけではない、広がった大会の構築ができると思う。スポーツ・文化芸術団体と連携まで示せるとよい。

(委員)

- ・ 当初、地域移行・連携と聞いた時は、日頃から学校と関りのある地域の部活動指導者や外部指導者と協力してやっていくものかと考えていた。また、部活動の地域移行に外部委託が含まれているため、部活動と地域クラブの違いに、分りにくさがある。
- ・ 国の方からの働き方改革の部分もあり、教員の負担軽減に重きが置かれており、区市町村によっては進め方が違うとは思いますが、子供たちのことを何より大切に考えていただくよう要望する。

(委員長)

- ・ 教員の異動に左右されない、教員だけで子供たちの環境を整えるのではなく、地域で一体となって、子供たちのために、スポーツ文化芸術環境の構築に取り組む必要がある。
- ・ 学校に外部人材を入れていく事や、外部に委託するなど、様々な形がある。学校・地域が取り組みやすいガイドラインが必要である。

5 連絡

(事務局)

- ・ 今後のスケジュールについて、本日いただいた御意見と、来週から実施予定のパブリックコメントの意見を踏まえ、事務局で修正させていただき、3月末に決定予定。
- ・ 学校部活動の地域連携・地域移行推進計画については、皆様からの意見等を踏まえ、都の方針や指標などを示したものとなるよう案を作成する。

令和4年度 部活動検討委員会 委員名簿

【委員会】

		職	氏名
1		教育庁指導推進担当部長 (委員長)	瀧沢 佳宏
2		生活文化スポーツ局企画担当部長	吉原 宏幸
3	校長会	東京都中学校長会 副会長 (中体連担当) (中央区立晴海中学校 校長)	藤江 敏郎
4		東京都中学校長会 副会長 (中文連担当) (千代田区立麹町中学校 校長)	長田 和義
5		東京都公立高等学校長協会 副会長 (都立小山台高等学校 統括校長)	井上 隆
6		東京都立特別支援学校長会 会長 (都立久我山青光学園 統括校長)	丹野 哲也
7	学校体育連盟 学校文化連盟	東京都中学校体育連盟 会長 (世田谷区立桜木中学校 校長)	大塚 洋一
8		東京都中学校文化連盟 会長 (大田区立雪谷中学校 校長)	柳 歆子
9		東京都高等学校体育連盟 会長 (都立府中高等学校 校長)	奥秋 将史
10		東京都高等学校文化連盟 会長 (都立八潮高等学校 校長)	鶴田 秀樹
11	区市町村教育委員会	特別区指導室課長会代表 (中野区教育委員会指導室長)	齊藤 光司
12		東京都市管理指導室課長会代表 (三鷹市教育委員会指導課長)	長谷川 智也
13	地域運動部活動 推進事業地区	渋谷区スポーツ部スポーツ振興課長	田中 豊
14		杉並区教育委員会事務局学校支援課長	宮崎 敬司
15		日野市教育委員会教育部参事	長崎 将幸
16	保護者	東京都公立中学校PTA協議会 会長	関口 哲也

【事務局】

1		教育庁指導部体育健康教育担当課長 (事務局長)	伊東 直晃
2		教育庁指導部全国高等学校総合文化祭担当課長	宮嶋 淳一
3		子供政策連携室子供政策連携部子供政策調整担当課長	渡邊 貴志
4		生活文化スポーツ局総務部企画担当課長	伊東 亜希子
5		教育庁総務部企画担当課長	岐下 英男
6		教育庁総務部企画調整担当課長	森川 比呂志
7		教育庁都立学校教育部高等学校教育課長	臼井 宏一
8		教育庁地域教育支援部生涯学習課長	荒木 進太郎
9		教育庁指導部義務教育指導課長	市川 茂
10		教育庁人事部人事計画課長	奥富 洋一
11		教育庁人事部職員課長	大木 琢
12		教育庁人事部主任管理主事	金木 圭一
13		教育庁指導部主任指導主事 (体育健康教育担当)	大村 賢治
14		教育庁指導部主任指導主事 (体育健康教育担当)	堀口 俊英
15		教育庁指導部指導企画課統括指導主事	升屋 友和
16		教育庁指導部指導企画課統括指導主事	小宮山 詠美
17		教育庁指導部指導企画課指導主事	楠本 祐也
18		教育庁指導部指導企画課指導主事	濱島 浩二
19		教育庁指導部指導企画課指導主事	荒井 香織
20		教育庁指導部指導企画課指導主事	谷川 圭
21		教育庁指導部指導企画課指導主事	菊地 誠
22		教育庁指導部指導企画課課長代理	北原 祐希